

病医院に勤務される医師も 医師国保組合に加入できます!!

安価な保険料

市町村の国保や協会けんぽと比較しても、大半の方は安価です。

手厚い保険給付

法定給付以外に傷病手当金の給付を独自に行っております。

充実の保健事業

人間ドックや一般健診の受診に最高5万円の補助やワクチンの接種補助等もあります。



医師にとって
メリットの大きい公的医療保険制度です。

加入要件

- ① 福島県内の市町村に住所を有する者。
- ② 医療及び福祉の事業又は業務に従事する者。
- ③ 福島県医師会会員である者。
- ④ 健康保険の適用を受けない者。

適用除外の承認
健康保険の適用を受ける者は、健康保険適用除外の承認(※)を受けた者。

※ 健康保険適用除外の承認申請について

法人医療機関に勤務する者(法人の理事長も含まれます。)及び健康保険適用事業所の個人医療機関に勤務する者は、健康保険の強制適用を受けます。ただし、健康保険の適用を除外する承認申請を年金事務所に行い、承認を受ければ当組合に加入できます。

【 その他 】

- 法人医療機関に新たに勤務し、当組合に加入する際は、勤務する医療機関に既に当組合の被保険者がいることが必要となります。
- 全国の医師国保組合共に、自家診療の給付を制限しております。
- 医療機関に勤務する従業員も条件により加入できます。
- 当組合が行う医療保険には、公的年金は含みません。



ご不明なことがありましたら、組合事務局までご照会願います

《 組合事務局 》 〒 960-8036 福島市新町4番22号 福島県医師会館内

電話番号 024-523-4746

FAX番号 024-523-4759

E-mailアドレス fukushima-ishikokuho@bz03.plala.or.jp

福島県医師国民健康保険組合

協会けんぽより当組合は保険料負担が少ないです！！

モデル例	【理事長】 医師組合員 年齢：50歳	前年度の住民税課税所得 …… 1,850万円
		理事長の月額報酬 …… 180万円
	【家 族】 妻（45歳） 長男（17歳） 長女（14歳）	妻が理事就任 月額報酬 …… 90万円

	当 組 合	協 会 け ん ぽ
年間保険料	956,000 円	3,053,604 円

妻が理事に就任しない場合でも 1,869,828円です！

計算例	所得割	$1,850万円 \times 16/1,000 =$	296,000円	
	均等割	$82,800円 \times 1人 =$	82,800円	組合員
	〃	$73,200円 \times 3人 =$	219,600円	家族3人
	支援金分	$57,600円 \times 4人 =$	230,400円	全員4人
	介護分	$63,600円 \times 2人 =$	127,200円	
	合 計		956,000円	
	介護分＝ 40歳～64歳の被保険者が負担			
	理事長（医師組合員）			
		$155,819円 \times 12月 =$	1,869,828 円	
	理事（妻）			
		$98,648円 \times 12月 =$	1,183,776 円	
	合 計		3,053,604 円 ※	
				[保険料率＝11.21%]

※ 協会けんぽの保険料は、被保険者と事業主負担の合計額です。

※ 上記保険料に、賞与に対する保険料は含まれておりません。

当組合の方が 約210万円 安価となります。

令和7年4月現在

詳細につきましては、組合事務局までご照会願います。

福島県医師国民健康保険組合

〒960-8036 福島市新町4番22号 福島県医師会館3階

電話番号 024-523-4746 FAX番号 024-523-4759

E-mailアドレス fukushima-ishikokuho@bz03.plala.or.jp

市町村国保より当組合は保険料負担が少ないです！！

モデル例 (世帯構成)	【世帯主】	年齢：50歳	前年度の住民税課税所得：1,850万円
	【家族】	妻(45歳) 長男(17歳) 長女(14歳)	

	当 組 合	市 町 村 国 保
年間保険料	956,000 円	1,090,000 円 (最高限度額)
計算例	所得割 $1,850万円 \times 16/1,000 =$	296,000円
	均等割 $82,800円 \times 1人 =$	82,800円 組合員
	〃 $73,200円 \times 3人 =$	219,600円 家族3人
	支援金分 $57,600円 \times 4人 =$	230,400円 全員4人
	介護分 $63,600円 \times 2人 =$	127,200円
	合 計	956,000円
	介護分 = 40歳～64歳の被保険者が負担（市町村も同）	
	医療分 = (所得割) + (均等割)	
	$(1,850万円 \times 6.76\%) + (41,640円 \times 4人) \div$	660,000円 限度額
	支援金分 = (所得割) + (均等割)	
	$(1,850万円 \times 2.78\%) + (16,896円 \times 4人) \div$	260,000円 限度額
	介護分 = (所得割) + (均等割)	
	$(1,850万円 \times 2.32\%) + (16,465円 \times 2人) \div$	170,000円 限度額
	合 計	1,090,000円
	[福島県標準保険料率による]	

※ 世帯構成により、市町村国保より高価となる場合もあります。

※ 市町村国保は、医療・支援・介護の各区分毎に限度額があります。

当組合の方が 約13万円 安価となります。

令和7年4月現在

詳細につきましては、組合事務局までご照会願います。

福島県医師国民健康保険組合

〒960-8036 福島市新町4番22号 福島県医師会館3階
 電話番号 024-523-4746 FAX番号 024-523-4759
 E-mailアドレス fukushima-ishikokuho@bz03.plala.or.jp